

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

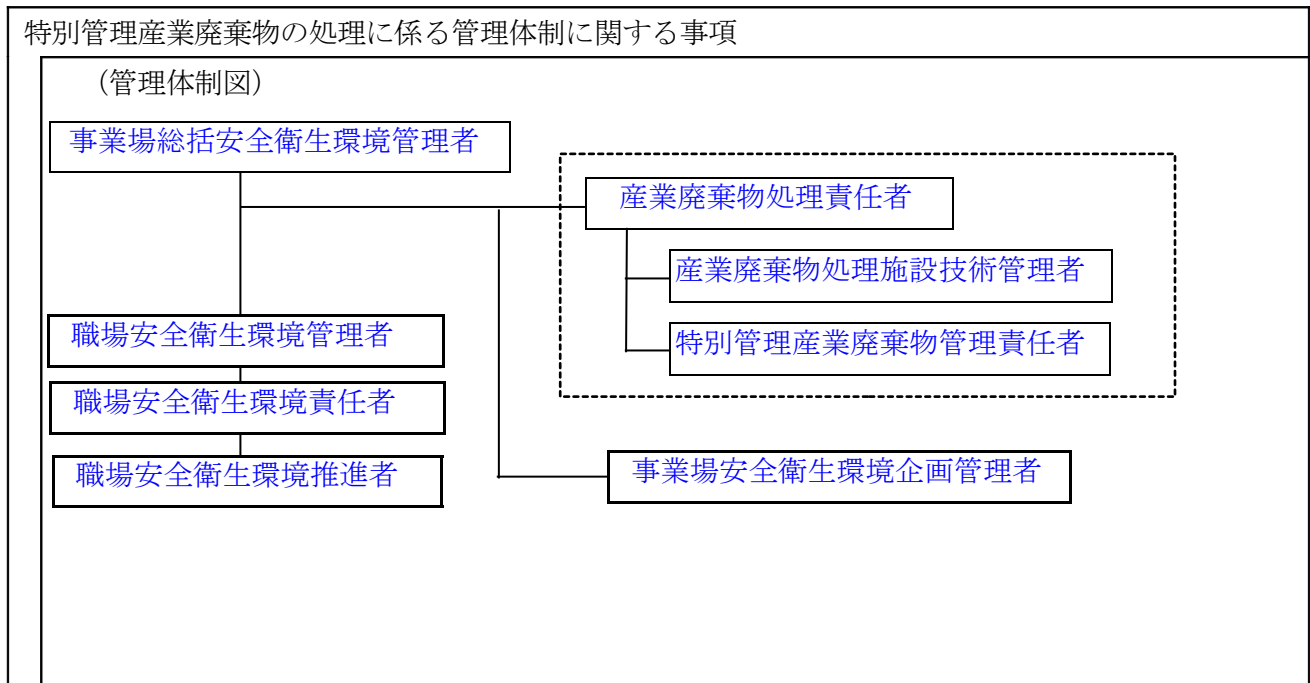
（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和 6 年 6 月 26 日	
愛知県知事 殿	
提出者	
住所 愛知県刈谷市昭和町1丁目1番地	
氏名 株式会社デンソー	
取締役社長 林 新之助	
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 0566-61-7478	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社デンソー 西尾製作所
事業場の所在地	愛知県西尾市下羽角町住崎1番地
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	31：輸送用機械器具製造業
②事業の規模	製造出荷額：6127.7億円
③従業員数	7,860人

④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	燃料噴射ポンプ製造： 引火性廃油→焼却処理 腐食性廃酸→処分業者中和→再生処理業者にて処理後、再資源化 腐食性アルカリ→処分業者中和→再生処理業者にて処理後、再資源化 医局：感染性廃棄物→再生処理業者にて焼却後、再資源化 部品処理加工： 特定有害廃酸 →処分業者焼却後、再資源化 特定有害汚泥 →処分業者処理後、再資源化 特定有害アルカリ →処分業者中和後、沈殿物を再資源化
---------------------	---

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

1 現状	【前年度（令和5年度）実績】							
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	腐食性廃油	腐食性廃アルカリ	感染性廃棄物	特定有害汚泥	特定有害廃アルカリ	特定有害廃酸
	排出量	18 t	28 t	10 t	2 t	1 t	8 t	7 t

	(これまでに実施した取組) ・引火性廃油の使用量削減 ・腐食性廃酸：更新廃液の寿命延長							
2 計画	【目標】							
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性 廃油	腐食性 廃油	腐食性 廃アルカリ	感染性廃棄物	特定有害汚泥	特定有害廃アルカリ	特定有害廃酸
	排出量	18 t	28 t	10 t	2 t	1 t	8 t	7 t
	(今後実施する予定の取組) ・引火性廃油の使用量削減 ・腐食性廃酸：更新廃液の寿命延長							
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項								
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ゼロエミ活動を推進し徹底した分別を実施しており、今後も適正な分別を維持する							
3 計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 平成14年にゼロエミッションを達成し、分別促進に関してはひと段落している。現在は新入社員等(期間従業員を含む)へのルール周知徹底に取り組んでいる							

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
1 現状	【前年度(令和5年度)実績】 なし		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
2 計画	【目標】 なし		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特	t	t

		別管理産業廃棄物の量		
		(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項				
1 現状	【前年度（令和5年度）実績】 なし			
	特別管理産業廃棄物の種類			
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量		t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量		t	t
	(これまでに実施した取組)			
2 計画	【目標】 なし			
	特別管理産業廃棄物の種類			
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量		t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量		t	t
	(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項				
1 現状	【前年度（令和5年度）実績】 なし			
	特別管理産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の		t	t



	<p>(これまでに実施した取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中間処理、再生利用の技術・施設のある業者へ処理委託を行い、最終処分量をゼロで推移している。</li> <li>・ 委託先処理業者には定期的に実地確認を実施している。</li> </ul>
--	---

(第5面)

2	計画	【目標】						
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	腐食性廃酸	腐食性廃アルカリ	感染性廃棄物	特定有害汚泥	特定有害廃アルカリ	特定有害廃酸
	全処理委託量	18 t	28 t	10 t	2 t	1 t	8 t	7 t
	優良認定処理業者への処理委託量	18 t	28 t	10 t	2 t	1 t	8 t	7 t
	再生利用業者への処理委託量	2 t	24 t	10 t	0 t	1 t	8 t	7 t
	認定熱回収業者への処理委託量	16 t	4 t	0 t	2 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
		<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>今後も最終処分量ゼロの継続を目指し、発生源対策の推進、分別廃棄の徹底、現状リサイクル委託先の適性処分の確認及び、新規委託先の開拓等を実施する。</p>						
電子情報処理	【前年度（令和5年度）実績】							

組織の 使用に関する 事項	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 ( ポ リ 塩 化 ビ フ ェ ニ ル 廃 棄 物 を 除 く 。 )	103t
	(今後実施する予定の取組)  現状、電子マニフェストを交付し、収集運搬・処分の状況等を適正に管理 している。今後も電子マニフェストによる運用・管理を継続する。	
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上の事業場ごとに 1 枚作成すること。
- 2 当該年度の 6 月 30 日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)① 欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)② 欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④ 欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第 6 条の 14 第 2 号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 3 の 3 第 1 項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第 2 条の 4 第 5 号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が 50 トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 8 条の 31 の 4 に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が 3 以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。



9 ※欄は記入しないこと。